

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定によつて、東広島市豊栄町乃美北土地改良区の設立を平成二十一年三月十八日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山